平成２４年（再ロ）第１号

埼玉県所沢市大字山口203番地の３　パレーシャル山口Ｂ―203

再生債務者　葉山　謙二

1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年２月20日まで

4　一般異議申述期間　平成24年３月５日から平成24年３月12日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再ロ）第２号

愛媛県西予市三瓶町周木１番耕地351番地

再生債務者　丸島　和隆

1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年２月22日まで

4　一般異議申述期間　平成24年２月29日から平成24年３月７日まで

松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（再ロ）第２５号

堺市南区新檜尾台４丁16番24―305号

再生債務者　北野　　優

1　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年２月28日まで

4　一般異議申述期間　平成24年３月６日から平成24年３月16日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第１号

秋田県仙北市角館町水ノ目沢126番地16

再生債務者　眞崎　　徹

1　決定年月日時　平成24年２月１日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年２月29日まで

4　一般異議申述期間　平成24年３月14日から平成24年３月28日まで

秋田地方裁判所大曲支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第２号

鹿児島市坂之上２丁目33番24号

再生債務者　小濵　進一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年２月20日まで

平成24年１月23日

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２３年（再ロ）第６号

鹿児島県鹿児島市明和１丁目２番10号

再生債務者　萩原　健一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月11日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年２月20日まで

平成24年１月23日

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２３年（再ロ）第１７号

埼玉県川口市前上町29番16号

再生債務者　白土　義隆

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月19日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年２月22日まで

平成24年２月１日

さいたま地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第７号

さいたま市緑区東浦和２丁目28番地38

再生債務者　横松　康生

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年１月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年２月１日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第６号

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保991番地７

再生債務者　伊藤　　彰

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年１月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年１月30日

さいたま地方裁判所川越支部

会社その他公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併をお決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月二十八日

掲載頁　一三四頁（号外第一三八号）

平成二十四年二月九日

東京都中央区明石町八番一号

（甲）株式会社ＪＩＯＬミルズ

代表取締役　楳田　純和

東京都中央区明石町八番一号

（乙）株式会社ＪＩＯＬビジネスサービス

代表取締役　大春　道也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しておりますが、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

平成二十四年二月九日

東京都千代田区丸の内一丁目六番六号

（甲）株式会社日立製作所

代表執行役　中西　宏明

東京都千代田区外神田一丁目一八番一三号

（乙）日立Ｔ＆Ｄ株式会社

代表取締役　八坂　保弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しておりますが、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月二十二日

掲載頁　八十八頁（号外第一六〇号）

平成二十四年二月九日

東京都千代田区大手町一丁目三番二号

（甲）住友林業株式会社

代表取締役　市川　晃

東京都千代田区大手町一丁目三番二号

（乙）スミリンライフアシスト株式会社

代表取締役　秋田　純黄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年二月二日

掲載頁　五十九頁（号外第二十五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年二月二日

掲載頁　六十頁（号外第二十五号）

平成二十四年二月九日

東京都港区西新橋二丁目八番一一号

（甲）アルパイン・ツアー・サービス株式会社

代表取締役社長　芹澤　健一

東京都港区西新橋二丁目八番一一号

（乙）新和ツーリスト株式会社

代表取締役社長　冨山　稔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しておりますが、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月二十二日

掲載頁　八十八頁（号外第一六〇号）

平成二十四年二月九日

東京都千代田区大手町一丁目三番二号

（甲）住友林業株式会社

代表取締役　市川　晃

東京都千代田区大手町一丁目三番二号

（乙）スミリンライフアシスト株式会社

代表取締役　秋田　純黄